

整理番号	消防－法不－99
------	----------

不利益処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部予防課（違反是正）（06－4393－6372）
処分課（担当）名	同上
処分の名称	認定液化石油ガス販売事業者の認定取消
概要	市長は、認定液化石油ガス販売事業者の保安確保機器の設置及び管理の方法が、法令の基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その認定を取り消さなければなりません。
根拠法令等 及び条項	・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第35条の10第1項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0100/)
処分基準	・ 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第35条の10第1項 経済産業大臣及び都道府県知事は、その認定を受けた認定液化石油ガス販売事業者の保安確保機器の設置及び管理の方法が第35条の6第1項の経済産業省令で定める基準に適合していないと認めるときは、遅滞なく、その認定を取り消さなければならない。
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備考	